

アジア鑄造技術史学会会則

第1章（総則）

第1条 本会の英語名称を「The Society for the History of Asian Casting Technology」とし、日本語名称を「アジア鑄造技術史学会」、韓国語名称を「아시아주조기술사학회」、中国語名称を「亚洲铸造技术史学会」とする。

第2条 この会則はアジア鑄造技術史学会の組織運営に関し必要な事項を定める。

第3条 本会の会則変更は総会で決定する。

第2章（目的）

第4条 本会は国、地域、分野を越えた会員相互の親睦と研究を通して、アジアおよび他地域における鑄造技術史の学術発展を目的とする。

第5条 本会は前述の目的を達成する為に下記の事業を行う。

- (1) 関連する企画研究
- (2) 関連する学会誌の発行
- (3) 関連する研究発表
- (4) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業。

第3章（組織・会員）

第6条 本会は関連する研究者、技術者等を以って組織する。

第7条 本会に事務局を置き、上記目的を達成するための計画を策定し遂行する。

第8条 事務局の下に日本支部、韓国支部、その他を置き、支部活動等を独自に行う。

第9条 本会に総会の承認を得て、名誉会長・名誉会員を置くことができる。

第4章（会議・運営）

第10条 本会の運営は、事務局によって協議し決定する。

- (1) 事務局長は事務局を統括し、必要に応じて各支部等の意見を求める。
- (2) 事務局の構成人員のほか、事務局が必要と認めた会員の参加を要請することができる。
- (3) 事務局は学会誌を発行し、活動状況等について会員に情報を提供し報告をする。
- (4) その他、研究会等の企画については、別途、実行委員会を組織することがある。

第11条 本会は毎年1回、総会を開催する。

- (1) 総会の議長は総会参加者の互選により決定する。
- (2) 総会は委任状を含め、全会員数の四分の一以上の出席をもって成立とする。
- (3) 総会において事務局は、会務の報告および計画案を提案し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 総会の議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章（役員）

第12条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 立候補者または推薦された者の中から総会の総意により決定する。
- (2) 副会長 各支部等から1～2名 会長または事務局の推薦により総会で審議決定する。
- (3) 顧問 若干名 事務局で審議、推薦し、総会に報告する。
- (4) 事務局長 1名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。
- (5) 事務局委員 若干名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。

第13条 会長は本会を代表する。任期は2年とし、再任は2年とする。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその業務を代行する。
任期は2年とし、再任は2年とする。

第15条 事務局長の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第16条 事務局長に支障あるときは、事務局長代理を事務局で選出しその業務を代行する。

第17条 事務局長代理の任期は事務局長の残り任期を越えない。

第18条 事務局委員の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第6章（会計）

第19条 本会の資産は会費並びに寄付金及びその他の収益により成る。

- (1) 会員は各支部等が定めた会費を各支部等に前納する。
- (2) 収益の執行計画と会計報告は、必要に応じて総会で報告する。
- (3) 緊急を要する臨時的な予算執行は会長、副会長、事務局等で審議し必要と認められたものはこれを執行する。事務局はこの執行内容を総会で会計報告する。

第7章（入退会・休会）

第20条 本会に入会を希望する者は、各支部の入会手続きに沿い日本支部、韓国支部に入会願書を提出する。支部はそれを事務局に連絡する。その他の国・地域の者は2名の推薦者を添えて入会願書を事務局に提出する。

第21条 退会を希望する者は、その旨を日本支部、韓国支部に申し出る。その他の国・地域の会員は事務局に申し出る。

第22条 会費未納による退会、病気その他やむを得ぬ事情による休会は、支部会員は支部規則に従い、その他の国・地域の会員は事務局判断に従う。

第23条 会員が本会の目的に反する行為、及び本会の名誉を著しく損なう行為等ある場合は、事務局の決議により除名することができる。

[附則]

- (1) この会則は、2008年9月20日より実施する。
- (2) この会則に定めるもののほか、必要な事項は事務局または総会の定めるところによる。
- (3) 会長、副会長、事務局長、事務局委員の2008年9月20日～2009年9月30日の任期は、特例として1年11日間とする。
- (4) この会則は、2009年8月29日改定する。

アジア鑄造技術史学会 日本支部則

第1章（総則）

- 第1条 本支部の名称を「アジア鑄造技術史学会日本支部」（略称「日本支部」）とする。
- 第2条 この支部則は日本支部の組織運営に関し必要な事項を定める。
- 第3条 本支部の支部則を変更するには日本支部の総会で決定する。

第2章（目的）

- 第4条 本支部は会員相互の親睦と研究を通して、アジアにおける鑄造技術史の学術発展を目的とする。
- 第5条 本支部は前述の目的を達成する為に下記の事業を行う。
- (1) 関連する企画研究
 - (2) 関連する学会誌の発行を当面日本支部が行う
 - (3) 関連する研究発表
 - (4) その他、本支部の目的達成に必要と認められる事業。

第3章（組織・会員）

- 第6条 本支部はアジア鑄造技術史学会の目的に関連する、日本を主な研究拠点とする研究者、技術者等を以って組織する。
- 第7条 本支部に運営委員会を置き（以下委員会と称する）、上記目的を達成するための計画を策定し遂行する。
- 第8条 委員会に庶務部、企画部、広報部、記録部、会計部等を必要に応じ置き、委員を配置する。
- 第9条 本支部に総会の承認を得て、名誉会長・名誉会員を置くことができる。

第4章（会議・運営）

- 第10条 本支部の運営は、委員会によって協議し決定する。
- (1) 委員長は委員会を統括し、必要に応じて委員会を招集する。
 - (2) 委員会の構成人員のほか、委員会が必要と認めた会員の参加を要請することができる。
 - (3) 委員会は学会誌を発行し、活動状況等について会員に情報を提供し報告をする。
 - (4) その他、研究会等の企画については、別途、実行委員会を組織することがある。
- 第11条 本支部は毎年1回、総会を開催する。
- (1) 総会の議長は総会参加者の互選により決定する。
 - (2) 総会は委任状を含め、全会員数の三分の一以上の出席をもって成立とする。
 - (3) 総会において委員会は、会務の報告および計画案を提案し、総会の承認を得なければならない。
 - (4) 総会の議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章（役員）

第12条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 支部長 1名 立候補者または推薦された者の中から総会の総意により決定する。
- (2) 副支部長 1～2名 支部長または委員会の推薦により、総会で審議し決定する。
- (3) 委員長 1名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。
- (4) 副委員長 1～2名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。
- (5) 委員 若干名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。
- (6) 会計 若干名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。
- (7) 会計監査 2名 立候補者または推薦された者の中から総会で審議し決定する。

第13条 支部長は本支部を代表する。任期は2年とし、再任は2年とする。

第14条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときはその業務を代行する。
任期は2年とし、再任は2年とする。

第15条 委員長の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第16条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその業務を代行する。

第17条 副委員長の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第18条 委員の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第19条 会計の任期は2年とし、うち1名は次年度残留とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第20条 会計監査の任期は2年とする。但し再任は妨げないが最長任期は4年とする。

第6章（会計）

第21条 本支部の資産は会費並びに寄付金及びその他の収益により成る。

- (1) 会員は会費として年額3,000円を前納する。
- (2) 委員会が作成した次年度予算案を総会で審議、議決した後に委員会はこれを執行する。委員会はこの執行内容および執行予定を総会で会計報告する。
- (3) 会計監査は7月1日から翌年の6月30日までの1年間について行なう。
- (4) 緊急を要する臨時的な予算執行は支部長、副支部長、委員会で審議し必要と認められたものはこれを執行する。委員会はこの執行内容を総会で会計報告する。

第7章（入退会・休会）

第22条 アジア鑄造技術史学会に入会を希望する者は、・氏名、・所属、・役職、・専門分野、・住所（郵便番号）、・電話、・FAX、・連絡用メールアドレスを記入したものを日本支部委員会の庶務部へ送付し、委員会で承認を得てそれを事務局へ提出する。入会を認められた者は入会金3,000円（年会費3,000円も同時に支払う）を委員会会計部へ支払う。

第23条 退会を希望する者は、その旨を委員会庶務部に申し出る。

第24条 3年間会費未納者は、委員会より本人に催促し、未納の場合は通告の後、退会させることができる。

第25条 病気その他やむを得ぬ事情により休会を希望する者は委員会の承認を要する。

- (1) 休会中は年会費を免除する。

第26条 休会の委員会承認を得ないで年会費を納付しない者への、当該年度の学会誌、研究発表概要

集、会報等の配送は行わない。

第 27 条 会員が本会の目的に反する行為、及びアジア鑄造技術史学会の名誉を著しく損なう行為等ある場合は、委員会において除名決議し、それを事務局へ報告する。

[附則]

- (1) この会則は、2007 年 8 月 4 日より実施する。
- (2) この会則に定めるもののほか、必要な事項は委員会または総会の定めるところによる。
- (3) 学会創設期の、会長、副会長、各委員、会計監査の 2007 年 8 月 4 日～2009 年 9 月 30 日の任期は、特例として 2 年 2 か月とする。
- (4) アジア鑄造技術史学会則を 2008 年 9 月 20 日に、一部を改定してアジア鑄造技術史学会日本支部則に変更する。
- (5) 2008 年 9 月 20 日改定する。
- (6) 21 条(3)の会計監査の期間は、第 1 回会計監査期間を 2007 年 6 月 23 日(設立準備期間を含む)から 2008 年 8 月 31 日まで、第 2 回会計監査期間を 2008 年 9 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までとする。